

支援金詳細

資格等取得支援事業補助金

市内在住の従業員に対して、業務に必要な資格等を取得させる事業を行ったときに助成します。

地域	北海道砂川市
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	人材育成・雇用
対象	市内在住の従業員に対して、業務に必要な資格等を取得させる事業を行ったとき。 代表者（法人の場合は役員を含む）の3親等以内の親族は対象外です
公募期間	～
上限金額・助成金	1資格あたり5万円。5人以下：10万円、6人～20人：30万円、21人以上：50万円。補助率：100分の50以内。
給付要件	対象資格等：国家資格、技能検定、技能講習、厚生労働省が実施する教育訓練給付制度の対象となっている資格 対象経費：従業員が取得する資格等で、中小企業者が負担する受験料・受講料・登録費用 交通費や宿泊費は除く、なお、資格等を取得できなかった場合は対象外です
その他	対象の従業員が資格等を取得後1年以内に転出または退職したときは助成金を返還していただきます
問合せ先	砂川市 商工労働観光課 商工振興係 電話：0125-74-8382
URL	https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/sangyou/news/2024-0313-1644-45.html